

狭山市公共施設等総合管理計画

平成29年3月

(令和3年11月改訂)

狭 山 市

はじめに

本市では、昭和40年代から昭和50年代の急激な人口増加に伴って、道路、上下水道などを整備するほか、学校、市営住宅、公民館など多くの公共施設を整備してきました。

現在、これらの公共施設等の老朽化が進み、近い将来、一斉に施設の大規模な改修や建替えが必要となる時期を迎え、大きな財政負担となることが懸念されます。

一方で、人口減少や少子高齢化による社会情勢の変化などから、税収の減少や社会福祉費等の増加などが見込まれており、公共施設等の改修や建替えに充てる財源には限りがあります。

本市では、平成27年度に、市が保有する公共施設等の利用状況や老朽化の状況及び管理に要する経費等を「狭山市公共施設白書」にまとめたとありますが、このなかで、全ての公共施設等について必要な改修や建替えを行い、将来にわたり維持していくことは、財源の面で難しいことが明らかになりました。

そこで、長期的な視点に立って、公共施設等の配置を適正化し、財政負担の軽減と平準化を図るため、計画期間を40年間とする「狭山市公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。

本計画では、公共施設等を長寿命化の視点から総合的かつ計画的に管理する一方で、統廃合等により集約化を図るなど、思い切った取組みを示しておりますが、これらの取組みは、将来世代に大きな負担をかけることなく公共施設等を引き継ぎ、持続的に公共施設等によるサービスを提供していくためには、避けては通れないものと考えております。

今後は、本計画に沿って、概ね10年ごとに再編計画を策定し、公共施設等の適正な管理や統廃合等を計画的に進めてまいります。市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントにご協力をいただきました多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

狭山市長 小谷野 剛

狭山市公共施設等総合管理計画

はじめに 目次

第1章 計画の概要	
1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	2
4. 計画の対象範囲	2
第2章 人口及び財政の見通し	
1. 人口の現状と将来推計	
(1) 総人口の推移	3
(2) 地区別の人口状況	4
2. 財政の状況	
(1) 歳入の状況	5
(2) 歳出の状況	5
(3) 投資的経費の状況	6
第3章 公共施設等の現況と今後の見通し	
1. 公共施設	
(1) 保有状況	7
(2) 築年別状況	8
(3) 他市との比較	9
(4) 公共施設の今後の見通し	10
2. インフラ施設	
(1) 保有状況	11
(2) インフラ施設の今後の見通し	12
3. 公共施設とインフラ施設を合わせた今後の更新コスト	13
4. 市民アンケート結果の概要	14
第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
1. 公共施設マネジメントの必要性	17
2. 公共施設マネジメントの基本目標及び基本方針	18
(1) 総合的かつ計画的な管理	19
(2) 統廃合等の計画的実施	21

第5章 公共施設等の保全と再編に向けての具体的な方針

1. 総合的かつ計画的な管理

(1) 点検・診断等の実施方針	24
(2) 安全性確保の実施方針	25
(3) 保全の実施方針	27
(4) 長寿命化の実施方針	28
(5) 耐震化に関する実施方針	30
(6) 施設情報の一元管理に関する実施方針	30
(7) 施設の計画的な保全の実施	30

2. 統廃合等の計画的実施

(1) 公共施設の統廃合等に関する基本原則	31
(2) インフラ施設の統廃合等に関する基本原則	32

3. 施設類型別方針

(1) 市民会館	33
(2) 市民活動施設	34
(3) 公民館	36
(4) 集会所等	39
(5) 自治会集会施設	41
(6) 図書館	42
(7) 博物館等	43
(8) スポーツ施設（屋内）（屋外）	44
(9) 観光・保養施設	46
(10) 産業・労働施設	48
(11) 小学校・中学校	50
(12) その他教育施設	53
(13) 幼稚園・保育所	54
(14) 総合子育て支援センター	57
(15) 児童館	58
(16) 学童保育室	60
(17) 老人福祉センター	62
(18) 障害者福祉施設	63
(19) 保健・福祉施設	64
(20) 医療施設	66
(21) 市庁舎	67
(22) 地区センター、市民サービスコーナー	68
(23) 市営住宅	69
(24) 供給処理施設	71
(25) 駐車場	72
(26) 消防・防災施設	73
(27) 水道施設	75
(28) その他施設	76

(29) 道路	77
(30) 橋りょう	78
(31) 上水道	79
(32) 下水道	80
(33) 公園	81
(34) 農業用施設	82
(35) 未利用地等	83
4. 施設類型別に見た統廃合等の具体的実施方針（概要）	85

第6章 再編パターン

再編パターン1：地域拠点施設の構築	88
再編パターン2：類似機能の集約化	91
再編パターン3：広域連携の推進	93

第7章 推進体制

1. 推進体制	
(1) 公共施設等マネジメント推進体制	95
(2) 狭山市公共施設再編計画の策定	96
(3) 個別施設計画の策定	96
2. 計画の進行管理	
(1) 進行管理の必要性	97
(2) 進行管理の実施	97
3. 職員の意識の醸成	98
4. 市民や民間事業者等との連携	98

資料

資料1 コスト試算条件	99
資料2 優先的に現地調査を行う施設	101
資料3 優先的に構造躯体の健全性評価を行う施設	103
資料4 施設総量（延床面積）の削減目標	104
資料5 公共施設の改修等に係る財政負担の見通し	106

※ 本計画をお読みにする前に

- 本計画では、「狭山市公共施設白書」に基づき、平成26年度のデータを使用しています。
- 図及び表のデータ数値は、端数処理を行っているため、合計が一致しない場合があります。

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画の背景と目的

本市では、昭和40年代からの人口増加に伴う公共施設等のサービスの需要の増加に応えるために、集中的に公共施設等を建設してきました。

現在、これらの公共施設等の大半が築30年以上を経過してきており、近い将来、一斉に大規模改修や建替えといった老朽化対策が必要となる時期を迎え、大きな財政負担となることが懸念されます。

また、本市を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、労働人口の減少など、公共施設等の多くが建設された当時と比較して大きく変化してきており、これに伴い、公共施設等に対するニーズも変化しています。

これらを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握すべく平成27年度に「狭山市公共施設白書」を策定したところですが、今後の財政状況を見た場合、すべての施設を維持していくことは困難であることが判明しました。

しかし、必要な公共施設等は、次世代へ負担を残すことなく、これを引き継ぐとともに、公共施設等のサービスを持続的に提供していかなければなりません。

そこで、今後は、長期的な視点に立って、公共施設等の改修・建替え・統廃合などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、将来のまちづくりを見据えて公共施設等の適正な配置を図っていく必要があります。

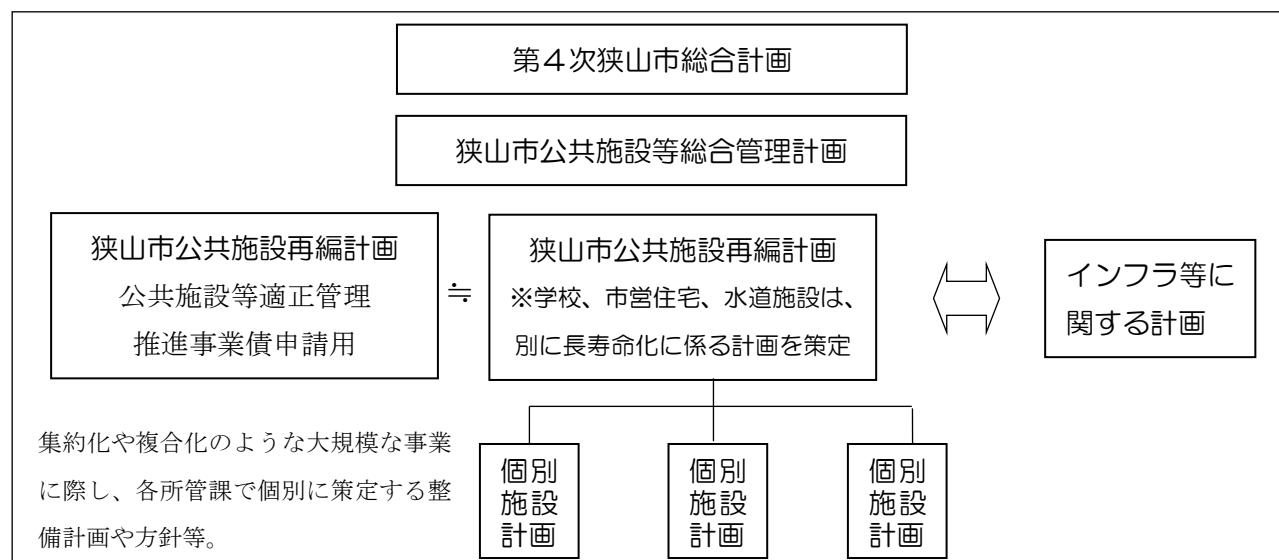
以上のことから、狭山市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、「第4次狭山市総合計画」を上位計画とし、公共施設等の有効活用、維持管理や配置の適正化等に関する基本的な考え方を示すものです。

本計画策定後は、この計画に基づいて、具体的に公共施設の再編を進めるための狭山市公共施設再編計画を策定するとともに、集約化や複合化のような大規模な事業に際し、各所管課で個別に策定する整備計画や方針等といった個別施設計画の策定を進めます。

図表 計画の位置付け



3. 計画期間

平成28年2月に策定した「狭山市公共施設白書」によると、本市の公共施設等の改修・建替えの時期が、今後、30年以上に渡って続く見込まれることから、この期間全体を見据えた視点での検討が必要となります。そこで本計画の期間は平成29年度（2017年度）から令和38年度（2056年度）までの40年を期間とします。

4. 計画の対象範囲

対象施設は、本市が保有するすべての公共施設等（公共施設、インフラ施設、未利用地等）とします。

対象施設の構成は以下のとおりです。

公共施設等	公共施設	市民会館、市民活動施設、公民館、集会所等、自治会集会施設、図書館、博物館等、スポーツ施設、観光・保養施設、産業・労働施設、小学校・中学校、その他教育施設、幼稚園・保育所、総合子育て支援センター、児童館、学童保育室、老人福祉センター、障害者福祉施設、保健・福祉施設、医療施設、市庁舎、地区センター・市民サービスコーナー、市営住宅、供給処理施設、駐車場、消防・防災施設、水道施設、その他施設
	インフラ施設	道路、橋りょう、上水道、下水道、公園、農業用施設
	未利用地等	普通財産、行政財産、公共施設等跡地